

令和7年度補正予算

SSネットワーク維持・強化支援事業 (自家発電設備の更新等事業)

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

2026年3月

【問合せ先】 所属の石油組合又は(一社)全国石油協会(03-5251-0465)まで

※事業完了が2027年2月10日(実績報告書提出最終期限)に間に合う方

のみ申請できます。

必ずお読みください

目次

I. 事業目的及び概要	2
(1)事業内容	2
(2)予算額	2
(3)補助対象設備	2
(4)補助率・補助金上限額	2
(5)申請期間	2
II. 申請要件等	3
(1)申請者資格・要件	3
(2)補助の対象となる費用	4
(3)本事業の注意事項	4
(4)申請から補助金交付までの流れ	7
(5)実績報告書の提出期限	9
(6)補助金支払請求書の提出	9
III. 補助金受給後に生じる義務	10
(1)財産管理	10
(2)対象となる財産	10
(3)処分制限期間	10
(4)財産処分の定義	10
(5)処分制限期間中の財産管理の方法	11
(6)処分制限期間中の財産処分	11
・取得財産等管理明細表記入例	12
SS過疎地一覧	13
V. Q&A	15

I. 事業目的及び概要

(1) 事業内容(要旨)

本事業は、災害時に住民生活や復旧活動を支える燃料油等の供給拠点となるサービスステーション(SS)のネットワーク維持・強化を目的として、災害時における石油製品の安定供給を図るための取組みを支援します。

具体的には、揮発油販売業者等が災害時に石油製品を安定供給するため、計量機等の稼働用として、電力供給に必要な自家発電設備等の更新等費用を補助する事業です。

(2) 予算額(国庫補助金)

総予算額 117.7億円 ※令和7年度補正予算で実施する「4区分・10事業」の合計額

4区分	10事業
1	自家発電設備更新等事業 … 当該補助事業
2	燃料貯蔵タンク等の大型化等事業／燃料貯蔵タンク等の修繕事業／ 水検知計量機整備事業／緊急配送用ローリー導入等事業／ POSシステム整備事業／灯油タンク等スマートセンサー整備事業／ 官公需システム整備事業
3	自動車保守・整備関連設備導入等事業
4	燃料貯蔵タンク等の撤去事業

→ 先ず4区分のうち「1」を優先して交付決定を行い、総予算額117.7億円の残予算内数で「2～4」の3区分を横並びで交付決定します。

(3) 補助対象設備

○自家発電設備(1給油所1台のみの申請となります。)

ただし、1事業者で、中核SS又は住民拠点SSを申請する場合、SS毎に申請してください。(申請数に制限はありません。)

(4) 補助率・補助金上限額

	補助対象設備	補助率	補助金上限額
中核SS	自家発電設備	10/10	330万円
住民拠点SS (SS過疎地所在SSを含む)			

※1. 自家発電設備は、内燃機関発電設備に限る。

(5) 申請期間

	申請期間
第1回目	2026年3月31日～ 2026年5月15日(協会到着日)

Ⅱ. 申請要件等

(1)申請者資格

○「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出し、誓約する者

1)下記の品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者または、その所有者

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

・中核 SS

・住民拠点 SS※

※住民拠点SSは、設置後(工事代金支払年月を起点)8年以上経過しているものに限ります。

○国庫補助金で、自家発電設備を設置したSSに限らず、エネ庁HPの住民拠点SS一覧に掲載しているSS(移設手続き中のSSを含む)

【URL：https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/juminkyotenss/】

・SS 過疎地等に所在する上記以外の SS(自家発電設備導入後、住民拠点SSとなります。)

SS 過疎地等は、13 ページ及び 14 ページの一覧を参照ください。

○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料供給を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③申請給油所の立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得した発電設備の処分制限期間終了後も対応を求められることになります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

* 申請給油所の資格は、品質確保法登録給油所で「中核 SS」ないしは「住民拠点 SS(SS 過疎地等に所在する給油所に限り導入後に住民拠点 SS になる給油所を含みます。)」に限ります。

(2) 補助の対象となる費用

・自家発電設備(内燃機関発電設備に限る)の入換に係る費用のうち、補助金の対象となる費用は次の費用です。

- ① 本体購入費
- ② 設置工事費(電気工事・土木工事等含む)
- ③ 試験調整費
- ④ 消防申請手数料(消防納付金に限る)
- ⑤ 既存機器撤去・処分費

※補助の対象となる経費の消費税等は、補助対象外となります。

※新規で導入する自家発電設備は、7. OKVA 以上(電源周波数 50Hz 地域)又は8. OKVA 以上(電源周波数 60Hz 地域)の定格出力の設備であること。

(3) 本事業の注意事項

○申請段階では発注・契約は行わないで下さい。

交付申請書提出後に協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。

○自家発電設備については、処分制限期間の8年間稼働させるため、補助目的に沿って善良な管理者の注意をもって管理してください。保管や維持管理の方法については、メーカーが指定・推奨する方法によることとします。

○補助金交付決定後及び交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更(組織変更有)等の場合、計画変更等承認申請(交付後は財産処分承認申請)並びに名称変更(組織変更無)代表者変更、本社住所(SS住所の変更無)等の変更は、必ず協会に報告し適切な手続きをしてください。

○本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、「財産管理」を行う必要があります(取得単価は補助金受給額ではありません)。**処分制限期間中に対象設備を処分(申請施設等の廃止による使用中止も含む)する場合、事前に協会へ処分申請手続きを行う必要があります。処分にあたっては、原則補助金の全部または一部を返還していただくこととなります。協会ホームページの補助事業ページ内「補助金を受ける前にお読みください」の内容を必ずご確認ください。詳しくは本手引書 10 ページ「Ⅲ. 受給後に生じる義務」に記載してありますのでご確認ください。**

○申請者資格は、申請時点だけでなく、**補助事業実施期間中（補助金受給会計年度年度内）**においても要件を満たしておく必要があります。万が一、**補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、交付決定取消しとなり、補助金を受給している場合は、補助金返還が必要になる場合があります**のでご注意ください。

○補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる場合があります。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第 29 条から第 32 条までの規程による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

○補助事業に係る経理について、以下の通りしておく必要があります。

- ・ 補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。
- ・ 当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておいてください。
- ・ 当該証拠書類について、国や協会から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておいてください。

○本補助金は、国からの補助金を原資として、協会を通じて補助対象者に交付されるものであり、法人税法第 42 条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、本補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、本補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第 42 条の規定を適用することができます。

※当該補助金のうち、撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第 42 条の規定を適用することはできません。

※国税庁ホームページの質疑応答事例に「**間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の**圧縮記帳の適用**について**」が掲載されていますので参考にしてください。

○発注先が申請者自身である場合(自社調達を行う場合)は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づき、次の通り「利益等排除」を行います。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など[※])をもって補助対象経費に計上します。

[※]補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、ジービズインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

(※)ジービズインフォとは、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。

【掲載アドレス:<https://info.gbiz.go.jp/>】

○石油組合に所属されない申請者は、補助金申請システム「Jグランツ」での申請も受け付けます。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。Jグランツでの申請方法等の詳細は、Jグランツに掲載している事業者クイックマニュアルを参照してください。

【掲載アドレス<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>】

(4) 申請から補助金交付までの流れ

1) 交付申請(申請者 → 石油組合または石油協会)

〔交付申請に必要な書類〕

各様式は協会ホームページからダウンロードしてください

①補助金交付申請書(様式設備導入第1号)

※法人番号の検索結果は申請書に必ず添付(個人は提出不要)

②申請資格要件にかかる「誓約書」(細則様式1)

③誓約書(暴力団排除に関する誓約事項)(別紙)

④取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式3)

⑤申請者の「役員等名簿」(細則様式2)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を代表者1名にて提出してください。

⑥災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式4 資源エネルギー庁 燃料流通政策室長宛)

・自家発電設備導入後に新たに住民拠点SSになる方は、「住民拠点サービスステーションに関する誓約書」

⑦申請用見積書(原本:2業者以上の競争見積もり:協会様式は、協会ホームページからダウンロードしてください。)

⑧申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

⑨申請給油所の最新の日付入り写真

(給油所の全景写真、申請する設備の設置予定場所、保管場所の写真)

⑩申請給油所の現況平面図(自家発電設備を設置する場所、配電盤、切替盤、電気配線、コンセント等が記載されていること)

⑪申請給油所の運営者と所有者等が相違する場合は、次の書類

・当事者間で締結している「申請給油所の賃貸借契約書等写し」

・申請給油所の「建物の不動産登記簿謄本写し」(建物が登記されていない場合、申請給油所の「建物の固定資産評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書写し」等)

⑫その他、協会が必要に応じて要請する書類

2) 交付決定通知書(石油協会または石油組合 → 補助事業者)

3) 交付決定通知日以降の日付で契約、発注 → 設置

4) 実績報告書(申請者 → 石油組合または石油協会)

※実績報告書の提出:補助事業完了後、30日以内に提出してください。

※最終提出期限:2027年2月10日(協会着)

購入した自家発電設備の納期が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注先と充分調整してください。

〔実績報告に必要な書類〕

①「補助事業実績報告書(様式設備導入第10号)」(協会 HP からダウンロードしてください)

②「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し

③「請求書」写し

④「申請者が代金を支払っていることが確認できる書類」(金融機関の「振込依頼書」)

・支払いは、申請者名義で振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)

・**手形による支払は対象外**となりますので注意してください。

⑤「検収書」写し

⑥設置した設備及び工事の日付入りカラー写真

※スマートフォンによる撮影は、縦横比が「16:9」と横幅が狭く確認する写真として、判読が困難になるため、極力使用はお控えください。判読が困難な場合再提出や減額になる場合があります。(夜間の撮影は明るさに留意)

・給油所の全景写真(工事着工前:工事開始日の確認:契約締結後のもの)

・自家発電設備の納入写真(積載車から荷卸し等の写真)

・設置した自家発電設備等の銘板(シリアル番号が確認できるもの)が確認できる写真

・電気工事、土木工事等の写真

・試験調整の写真(見積りに計上がある場合)

・既存発電機の撤去写真(見積りに計上がある場合)

・給油所の全景写真(工事着工後:工事完了の確認)

⑦消防納付金の計上がある場合は、消防の受付印のある次の書類

・「変更(又は設置)許可申請書写し」(仮使用承認申請手続きがある場合、それらの書類)

・「許可証写し」

・「完成検査申請書写し」

・「完成検査済証写し」

・消防納付金の領収書の写し(領収書の宛名は、補助事業者名又は、施工業者名)

※申請時の見積書において消防納付金の計上が無い場合

①消防手続きが行われた場合は、その手続き書類(例:軽微な変更届出書写し、資料提出等写し)

②消防手続きを行わなかった場合は、その手続きを行っていないことについて確認したことが判る書類(確認を行った者が、協会宛てに所轄消防署に確認した年月日及び消防署の正式名称を記載したもの。)

⑧取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)

⑨その他、協会が必要に応じて要請する書類

5)額の確定通知書(石油協会または石油組合 → 申請者)

6)支払請求書(申請者 → 石油組合または石油協会)

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合があります。

7)補助金交付(石油協会 → 申請者)

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

5)実績報告書の提出期限

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了しましたら、次の期間内までに実績報告書を提出しなければなりません。

○事業完了後、30日以内に提出

○最終提出期限は、2027年2月10日(石油協会到着日)まで

(6)補助金支払請求書の提出

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書(様式設備導入第16号)に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。(様式は協会ホームページからダウンロードしてください。)

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合があります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

Ⅲ. 補助金受給後に生じる義務

- 補助金の返還に関する重要なことを記載しています。
- 申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

(1) 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、各設備毎に定められた処分制限期間中、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を必ず添付してください(記入例12ページを参照ください)。

(2) 対象となる財産: 取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

(3) 処分制限期間: 8年

(注意)

○「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。

(4) 財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用(SS廃止等に伴い設備・機器を使用しなくなる場合も含まれます)
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更
交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

(5) 処分制限期間中の財産管理の方法

- 「取得財産等管理台帳(様式設備導入第17号)」を作成し、申請者自身で管理する。
- 「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を作成し、毎年度更新する。

(6) 処分制限期間中の財産処分

- 処分制限期間中は、取得した設置設備を協会の許可なく「処分」することはできません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に協会に対し「財産処分承認申請書(様式設備導入第19号)」を提出して協会の承認を受けなければなりません。
- SS 廃止等により、設備を使用しなくなる場合であっても、処分に該当します。廃止届を経産局に出される前に処分申請手続きを行ってください。
- 協会の処分承認を得て処分する場合でも、原則、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。
- 補助金返還額は設備取得に係る処分制限期間に応じた処分時点の未償却残額の補助金相当分となります。処分により、別途、収益が発生している場合はその額を含めた額となります。
- 万一、協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となる場合があります。「交付決定取消し」となった場合、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を協会を通じ国に返還しなければなりませんので、ご注意ください。

市町村別に見るSS過疎の状況

資料：令和7年3月31日時点SS登録データによる

令和7年3月31日時点市町村数：1,718（東京特別区を除く）

<SS数が少ない市町村>

※3箇所以下 計381市町村

SS数が0箇所：11町村

1 青森県	西目屋村	8 和歌山県	北山村
2 埼玉県	東秩父村	9 山口県	和木町
3 富山県	舟橋村	10 高知県	田野町
4 大坂府	豊能町	11 沖縄県	東村
5 奈良県	三宅町		
6 奈良県	上牧町		
7 奈良県	黒滝村		

SS数が1箇所：97町村

1 北海道	木古内町	66 奈良県	郡杖村
2 北海道	二セロ町	67 奈良県	高取町
3 北海道	泊村	68 奈良県	明日香村
4 北海道	神恵内村	69 奈良県	王寺町
5 北海道	赤井川村	70 奈良県	野辺川村
6 北海道	上砂川町	71 奈良県	上北山村
7 北海道	月形町	72 奈良県	川上村
8 北海道	秩父別町	73 奈良県	東吉野村
9 北海道	北竜町	74 和歌山県	美浜町
10 北海道	比布町	75 和歌山県	太地町
11 北海道	喜納子町	76 和歌山県	古原川町
12 北海道	初山別村	77 徳島県	知夫村
13 青森県	蓮田村	78 岡山県	新住村
14 青森県	田舎館村	79 岡山県	西栗倉村
15 青森県	国府津村	80 山口県	阿武町
16 秋田県	大瀬村	81 徳島県	佐那河内村
17 山形県	金山町	82 高知県	北川村
18 福島県	楡枝岐村	83 高知県	大川村
19 福島県	瀬川村	84 高知県	三原村
20 福島県	三島町	85 福岡県	小竹町
21 福島県	昭和村	86 福岡県	赤村
22 福島県	中島町	87 熊本県	水上村
23 福島県	鶴尾村	88 鹿児島県	三島村
24 群馬県	上野村	89 沖縄県	大宜味村
25 群馬県	南牧村	90 沖縄県	高手納町
26 群馬県	高山村	91 沖縄県	道喜敷村
27 群馬県	明和町	92 沖縄県	鞆国村
28 埼玉県	越生町	93 沖縄県	渡名喜村
29 埼玉県	横瀬町	94 沖縄県	南大東村
30 埼玉県	長瀬町	95 沖縄県	北大東村
31 千葉県	長柄町	96 沖縄県	伊是名村
32 東京都	和泉村	97 沖縄県	多良間村
33 東京都	御蔵島村		
34 東京都	青ヶ島村		
35 神奈川県	二宮町		
36 神奈川県	松田町		
37 神奈川県	奥成町		
38 神奈川県	真鶴町		
39 神奈川県	清川村		
40 新潟県	粟島津村		
41 山梨県	西桂町		
42 山梨県	境沢村		
43 山梨県	小貫村		
44 長野県	北相木村		
45 長野県	平谷村		
46 長野県	根羽村		
47 長野県	赤木村		
48 長野県	天龍村		
49 長野県	泰原村		
50 長野県	豊丘村		
51 長野県	王滝村		
52 長野県	麻績村		
53 長野県	生坂村		
54 長野県	朝日村		
55 長野県	高山村		
56 長野県	木島平村		
57 長野県	小川村		
58 岐阜県	富加町		
59 岐阜県	東白川村		
60 静岡県	西伊豆町		
61 京都府	井手町		
62 京都府	南山城村		
63 大阪府	島本町		
64 兵庫県	播磨町		
65 奈良県	三郷町		

SS数が2箇所：129市町村

1 北海道	歌志内市	76 長野県	栄村
2 北海道	新篠津村	77 岐阜県	北方町
3 北海道	藤枝村	78 岐阜県	白川村
4 北海道	寿都町	79 愛知県	大治町
5 北海道	真狩村	80 三重県	木曽岬町
6 北海道	留寿都村	81 滋賀県	甲良町
7 北海道	京極町	82 京都府	宇治田原町
8 北海道	古平町	83 京都府	笠置町
9 北海道	仁木町	84 大阪府	安堵町
10 北海道	浦臼町	85 大阪府	田尻町
11 北海道	沼田町	86 大阪府	太子町
12 北海道	藤橋町	87 大阪府	河内町
13 北海道	上富良野町	88 奈良県	斑鳩町
14 北海道	虻田町	89 奈良県	安堵町
15 北海道	幌加内町	90 奈良県	曽根村
16 北海道	小平町	91 奈良県	下市町
17 北海道	苫前町	92 和歌山県	九度山町
18 北海道	幌延町	93 和歌山県	高野町
19 北海道	津別町	94 鳥取県	若美町
20 北海道	小清水町	95 鳥取県	若松町
21 北海道	函戸町	96 鳥取県	三朝町
22 北海道	滝上町	97 鳥取県	江府町
23 北海道	西四部村	98 岡山県	赤松町
24 北海道	降別町	99 岡山県	久米南町
25 北海道	穂別村	100 広島県	海田町
26 青森県	今別町	101 山口県	上関町
27 青森県	佐井村	102 徳島県	勝浦町
28 岩手県	住田町	103 徳島県	上勝町
29 宮城県	七ヶ宿町	104 愛媛県	松野町
30 秋田県	上小阿仁村	105 高知県	東洋町
31 秋田県	井川町	106 高知県	奈半町
32 秋田県	東成瀬村	107 高知県	安田町
33 山形県	西川町	108 高知県	馬路村
34 山形県	舟形町	109 高知県	芸西村
35 山形県	白鷹町	110 福岡県	戸原町
36 福島県	鮫川村	111 福岡県	遠賀町
37 福島県	玉川村	112 福岡県	鞍手町
38 福島県	浅川町	113 福岡県	東峰村
39 福島県	楡葉町	114 福岡県	糸田町
40 福島県	川内村	115 福岡県	大任町
41 福島県	大畑町	116 福岡県	吉富町
42 群馬県	神流町	117 佐賀県	上埴町
43 群馬県	下仁田町	118 熊本県	玉東町
44 群馬県	草津町	119 熊本県	彦山村
45 群馬県	川場村	120 熊本県	湯前町
46 群馬県	千代田町	121 熊本県	五木村
47 埼玉県	宮代町	122 大分県	姫島村
48 千葉県	神崎町	123 宮崎県	西米良村
49 千葉県	一宮町	124 宮崎県	諸塚村
50 千葉県	睦沢町	125 鹿児島県	宇城村
51 千葉県	御宿町	126 沖縄県	今帰仁村
52 東京都	清瀬市	127 沖縄県	座間味村
53 東京都	橋原村	128 沖縄県	伊平屋村
54 東京都	奥多摩町	129 沖縄県	久米島町
55 東京都	神津島村		
56 石川県	川北町		
57 石川県	内灘町		
58 石川県	宝達志水町		
59 福井県	池田町		
60 山梨県	早川町		
61 山梨県	道志村		
62 山梨県	丹波山村		
63 長野県	南相木村		
64 長野県	青木村		
65 長野県	飯島町		
66 長野県	下條村		
67 長野県	大蔵村		
68 長野県	上松町		
69 長野県	木祖村		
70 長野県	大桑村		
71 長野県	山県村		
72 長野県	池田町		
73 長野県	松川村		
74 長野県	小谷村		
75 長野県	飯岡町		

SS数が3箇所：144市町村

1 北海道	福島町	76 福井県	永平寺町
2 北海道	知内町	77 福井県	美浜町
3 北海道	鹿部町	78 福井県	高浜町
4 北海道	江差町	79 山梨県	忍野村
5 北海道	厚沢部町	80 長野県	下諏訪町
6 北海道	乙部町	81 長野県	原村
7 北海道	黒松内町	82 長野県	中川村
8 北海道	喜茂別町	83 長野県	宮田村
9 北海道	赤井江町	84 長野県	藤木村
10 北海道	新十津川町	85 長野県	筑北村
11 北海道	妹背牛町	86 長野県	野沢温泉村
12 北海道	雨竜町	87 岐阜県	関ヶ原町
13 北海道	東神楽町	88 岐阜県	神戸町
14 北海道	豊別町	89 岐阜県	安八町
15 北海道	東川町	90 岐阜県	坂祝町
16 北海道	中富良野町	91 岐阜県	七宗町
17 北海道	南富良野町	92 岐阜県	御室町
18 北海道	占冠村	93 静岡県	松崎町
19 北海道	和歌町	94 愛知県	豊楽町
20 北海道	下川町	95 愛知県	東栄村
21 北海道	美深町	96 三重県	東員町
22 北海道	中川町	97 三重県	朝日町
23 北海道	増毛町	98 京都府	大山崎町
24 北海道	深川町	99 大阪府	藤井寺町
25 北海道	羅臼村	100 大阪府	千早赤阪村
26 北海道	中頓別町	101 奈良県	山添村
27 北海道	礼文町	102 奈良県	平群町
28 北海道	利尻町	103 奈良県	天川村
29 北海道	洞爺町	104 奈良県	下北山村
30 北海道	釧路町	105 和歌山県	日高町
31 北海道	興部町	106 鳥取県	日野町
32 北海道	豊浦町	107 鳥取県	川本町
33 北海道	社管町	108 鳥取県	海士町
34 北海道	厚真町	109 鳥取県	西ノ島町
35 北海道	中札内村	110 岡山県	里庄町
36 北海道	羅臼町	111 広島県	府中町
37 青森県	平内町	112 広島県	新野町
38 青森県	外ヶ浜町	113 広島県	坂町
39 青森県	大鰐町	114 徳島県	神山町
40 青森県	大間町	115 香川県	徳島町
41 青森県	階上町	116 香川県	琴平町
42 青森県	新郷村	117 高知県	本山町
43 岩手県	平泉町	118 高知県	越知町
44 岩手県	普代村	119 高知県	津野町
45 秋田県	藤里町	120 福岡県	須恵町
46 山形県	朝日町	121 福岡県	岡地町
47 山形県	鮎川村	122 福岡県	桂川町
48 山形県	三川町	123 福岡県	大刀洗町
49 福島県	桑折町	124 福岡県	上毛町
50 福島県	鏡石町	125 佐賀県	吉野ヶ原町
51 福島県	磐梯町	126 佐賀県	玄海町
52 福島県	柳津町	127 佐賀県	大町町
53 福島県	泉崎町	128 佐賀県	江北町
54 福島県	広野町	129 長崎県	東彼杵町
55 福島県	新地町	130 長崎県	小値賀町
56 埼玉県	滑川町	131 熊本県	南小国町
57 埼玉県	鳩山町	132 熊本県	西原村
58 埼玉県	とさか町	133 熊本県	津奈木町
59 埼玉県	美里町	134 熊本県	山江村
60 埼玉県	神川町	135 熊本県	球磨村
61 埼玉県	松伏町	136 宮崎県	桂町
62 千葉県	九十九里町	137 宮崎県	木城町
63 千葉県	長南町	138 宮崎県	椎葉村
64 千葉県	飯南町	139 鹿児島県	大和村
65 東京都	小金井市	140 沖縄県	恩納村
66 東京都	鉆江市	141 沖縄県	宜野座村
67 東京都	日の出町	142 沖縄県	金沢町
68 東京都	新島村	143 沖縄県	伊江村
69 東京都	小笠原村	144 沖縄県	与那原町
70 神奈川県	逗子市		
71 神奈川県	大磯町		
72 神奈川県	中井町		
73 新潟県	出雲崎町		
74 新潟県	津南町		
75 新潟県	刈羽村		

居住地から最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリアが所在している市町村一覧（291市町村）

資料：令和7年3月31日時点のSS登録データより
 令和7年3月31日時点の市町村数：1,718（東京都23区を除く）
 赤字はSS距離が、括弧内は市町村の人口（SS登録時）

1	北海道	旭川市	(76)	26	青森県	むつ市	(34)	151	福井県	新鉄町	(11)	226	山口県	真鍋大島町	(8)
2	北海道	釧路市	(53)	27	青森県	佐野村	(2)	152	山梨県	甲州市	(52)	227	徳島県	阿南市	(31)
3	北海道	帯広市	(53)	28	岩手県	盛岡市	(51)	153	山梨県	山梨市	(14)	228	徳島県	三好市	(19)
4	北海道	岩手県	(24)	29	岩手県	宮古市	(25)	154	山梨県	早川町	(2)	229	徳島県	那賀町	(11)
5	北海道	釧路市	(9)	30	岩手県	花巻市	(35)	155	山梨県	身延町	(8)	230	徳島県	美波町	(4)
6	北海道	紋別市	(15)	31	岩手県	北上市	(22)	156	山梨県	南都町	(6)	231	徳島県	海陽町	(7)
7	北海道	釧路市	(17)	32	岩手県	久慈市	(17)	157	長野県	松本市	(76)	232	徳島県	つるぎ町	(6)
8	北海道	深川市	(12)	33	岩手県	一関市	(44)	158	長野県	飯田市	(40)	233	徳島県	東みよし町	(11)
9	北海道	伊達市	(14)	34	岩手県	陸前高田市	(7)	159	長野県	諏訪市	(18)	234	愛媛県	宇和島市	(42)
10	北海道	石狩市	(27)	35	岩手県	釜石市	(10)	160	長野県	伊那市	(25)	235	愛媛県	西条市	(44)
11	北海道	当別町	(6)	36	岩手県	八幡平市	(17)	161	長野県	大町市	(10)	236	愛媛県	大洲市	(22)
12	北海道	八雲町	(10)	37	岩手県	美上市	(45)	162	長野県	安曇野市	(32)	237	愛媛県	四国中央市	(28)
13	北海道	長万部町	(4)	38	岩手県	零石町	(6)	163	長野県	佐久穂町	(7)	238	愛媛県	西予市	(25)
14	北海道	上川町	(4)	39	岩手県	軽米町	(5)	164	長野県	富士見町	(9)	239	愛媛県	東温市	(11)
15	北海道	厚沢部町	(3)	40	岩手県	若手町	(8)	165	長野県	大蔵村	(1)	240	愛媛県	久万原町	(9)
16	北海道	今金町	(4)	41	岩手県	住田町	(2)	166	長野県	赤松村	(1)	241	愛媛県	内子町	(10)
17	北海道	せたな町	(6)	42	岩手県	大槌町	(4)	167	長野県	高山村	(1)	242	愛媛県	愛南町	(13)
18	北海道	黒川町	(3)	43	岩手県	若泉町	(8)	168	長野県	山ノ内町	(6)	243	愛媛県	喜多市	(8)
19	北海道	美幌町	(4)	44	岩手県	一戸町	(7)	169	岐阜県	高山市	(48)	244	高知県	安芸市	(9)
20	北海道	美幌町	(7)	45	岩手県	弘前市	(173)	170	岐阜県	関市	(32)	245	高知県	南国市	(23)
21	北海道	帯広市	(1)	46	宮城県	東原市	(30)	171	岐阜県	中津川市	(32)	246	高知県	宿毛市	(17)
22	北海道	新十津川町	(3)	47	秋田県	秋田市	(75)	172	岐阜県	穂高市	(28)	247	高知県	西万十市	(21)
23	北海道	上川町	(4)	48	秋田県	能代市	(28)	173	岐阜県	飛騨市	(15)	248	高知県	四万十市	(14)
24	北海道	美幌町	(3)	49	秋田県	大館市	(36)	174	岐阜県	下呂市	(26)	249	高知県	香美市	(8)
25	北海道	美幌町	(9)	50	秋田県	盛岡市	(20)	175	岐阜県	海津町	(1)	250	高知県	北川村	(1)
26	北海道	和歌町	(3)	51	秋田県	鹿角市	(12)	176	静岡県	静岡市	(128)	251	高知県	大塚町	(4)
27	北海道	美幌町	(3)	52	秋田県	北秋田市	(16)	177	静岡県	浜松市	(155)	252	高知県	しんご町	(14)
28	北海道	中川町	(3)	53	秋田県	弘前市	(17)	178	静岡県	掛川市	(28)	253	高知県	仁淀川町	(4)
29	北海道	網走市	(2)	54	秋田県	上小阿仁村	(2)	179	静岡県	掛川市	(31)	254	高知県	越前町	(3)
30	北海道	網走市	(3)	55	秋田県	五城目町	(7)	180	静岡県	湖西市	(10)	255	高知県	津野町	(3)
31	北海道	小早町	(2)	56	秋田県	東成村	(2)	181	静岡県	伊豆市	(14)	256	高知県	西万十町	(17)
32	北海道	網走市	(6)	57	山梨県	山梨市	(60)	182	静岡県	西伊豆町	(1)	257	高知県	高岡町	(5)
33	北海道	網走市	(1)	58	山梨県	米沢市	(32)	183	静岡県	小山町	(9)	258	福岡県	築上町	(4)
34	北海道	遠軽町	(3)	59	山梨県	西八町	(2)	184	静岡県	川根本町	(7)	259	福岡県	対馬市	(30)
35	北海道	天塩町	(4)	60	山梨県	大井町	(5)	185	静岡県	森町	(5)	260	福岡県	五島市	(27)
36	北海道	網走市	(3)	61	山梨県	川西町	(7)	186	愛知県	豊田市	(86)	261	福岡県	新上五島町	(17)
37	北海道	中川町	(3)	62	山梨県	小田町	(6)	187	愛知県	新城市	(14)	262	熊本県	八代市	(46)
38	北海道	枝幸町	(9)	63	福島県	福島市	(82)	188	愛知県	設楽町	(4)	263	熊本県	人吉市	(14)
39	北海道	喜望峯町	(4)	64	福島県	いわき市	(109)	189	三重県	大台町	(7)	264	熊本県	山鹿町	(18)
40	北海道	網走市	(2)	65	福島県	喜多方市	(19)	190	滋賀県	栗浜市	(34)	265	熊本県	多良木町	(4)
41	北海道	美幌町	(11)	66	福島県	楳町村	(1)	191	滋賀県	豊田市	(22)	266	熊本県	水上村	(1)
42	北海道	津別町	(2)	67	福島県	郡山市	(3)	192	滋賀県	草津市	(24)	267	熊本県	五木村	(2)
43	北海道	津別町	(8)	68	茨城県	日立市	(26)	193	京都府	京都市	(140)	268	熊本県	山江村	(3)
44	北海道	遠軽町	(2)	69	茨城県	高萩市	(4)	194	京都府	舞鶴市	(24)	269	熊本県	球磨村	(3)
45	北海道	遠軽町	(17)	70	茨城県	豊後市	(34)	195	京都府	京丹市	(13)	270	大分県	中津市	(24)
46	北海道	海上町	(2)	71	茨城県	日光市	(41)	196	兵庫県	宍粟市	(22)	271	大分県	日田市	(29)
47	北海道	網走市	(3)	72	茨城県	塩谷町	(5)	197	兵庫県	神河町	(6)	272	大分県	佐布市	(39)
48	北海道	網走市	(5)	73	群馬県	前橋市	(80)	198	奈良県	十津川村	(4)	273	大分県	豊後大野市	(23)
49	北海道	網走市	(3)	74	群馬県	桐生市	(22)	199	奈良県	上北山村	(1)	274	宮崎県	延岡市	(40)
50	北海道	むかわ町	(6)	75	群馬県	沼田市	(24)	200	奈良県	川上村	(1)	275	宮崎県	小林市	(32)
51	北海道	日高町	(11)	76	群馬県	下仁田町	(2)	201	和歌山県	田辺市	(43)	276	宮崎県	串間市	(11)
52	北海道	網走市	(9)	77	群馬県	碓氷村	(13)	202	和歌山県	新宮市	(17)	277	宮崎県	西都市	(11)
53	北海道	網走市	(4)	78	群馬県	片足村	(6)	203	和歌山県	高野町	(2)	278	宮崎県	えびの市	(14)
54	北海道	上士幌町	(4)	79	埼玉県	秩父市	(19)	204	和歌山県	白浜町	(10)	279	宮崎県	西米良村	(2)
55	北海道	豊後町	(5)	80	埼玉県	埼玉町	(4)	205	和歌山県	那智勝浦町	(7)	280	宮崎県	本城町	(3)
56	北海道	新道町	(5)	81	東京都	練馬区	(2)	206	和歌山県	古座川町	(1)	281	宮崎県	諸塚村	(2)
57	北海道	大畑町	(4)	82	東京都	多摩市	(2)	207	鳥取県	鳥取市	(51)	282	宮崎県	権堂村	(3)
58	北海道	藤岡町	(12)	83	神奈川県	山北町	(4)	208	鳥取県	倉吉市	(23)	283	宮崎県	榑野町	(6)
59	北海道	豊頃町	(4)	84	新潟県	柏崎市	(25)	209	鳥取県	八幡町	(5)	284	宮崎県	日之影町	(6)
60	北海道	本郷町	(8)	85	新潟県	新潟市	(32)	210	鳥取県	三朝町	(2)	285	鹿児島県	出水市	(24)
61	北海道	足寄町	(6)	86	新潟県	村上市	(37)	211	鳥取県	雲南市	(28)	286	鹿児島県	伊佐市	(14)
62	北海道	陸奥町	(2)	87	新潟県	糸魚川市	(18)	212	鳥取県	益田市	(21)	287	鹿児島県	南大隅町	(6)
63	北海道	湯沢町	(5)	88	新潟県	奥平町	(17)	213	鳥取県	津和野町	(4)	288	鹿児島県	肝付町	(8)
64	北海道	藤岡町	(8)	89	新潟県	阿賀町	(6)	214	鳥取県	吉野町	(6)	289	鹿児島県	宇利村	(1)
65	北海道	厚岸町	(7)	90	新潟県	湯沢町	(5)	215	岡山県	井原市	(17)	290	鹿児島県	瀬戸内町	(22)
66	北海道	宮中町	(7)	91	富山県	富山市	(123)	216	岡山県	高梁市	(19)	291	沖縄県	南村	(0)
67	北海道	藤岡町	(5)	92	富山県	高岡市	(18)	217	岡山県	備前市	(13)				
68	北海道	美子町	(7)	93	富山県	上市町	(8)	218	岡山県	備前町	(6)				
69	北海道	穂南町	(7)	94	富山県	立山町	(9)	219	広島県	鞆町	(119)				
70	北海道	白糠町	(5)	95	富山県	朝日町	(4)	220	広島県	三次市	(29)				
71	北海道	中標津町	(12)	96	石川県	小松市	(29)	221	広島県	庄原市	(28)				
72	北海道	藤岡町	(5)	97	福井県	福井市	(69)	222	広島県	神石高原町	(11)				
73	北海道	藤岡町	(3)	98	福井県	敦賀市	(21)	223	山口県	山口市	(54)				
74	青森県	青森市	(68)	99	福井県	大野市	(12)	224	山口県	萩市	(20)				
75	青森県	黒石市	(11)	100	福井県	勝山市	(6)	225	山口県	岩国市	(42)				

算出条件

1. 令和7年3月31日時点におけるSS登録地等の位置に関する法律に基づき登録があったSS。
2. 令和2年国勢調査に基づき人口（500m×500m）。
3. 道路距離算出の起点および代表住所は、各メッシュの重心（重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、面積が最大の市町村を代表住所とした）。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
4. SSが存在しない道路や車両通行可能な道路が国道に存在しない人口メッシュは分析対象外。
5. 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上（高速道路、国道、都道府県道）及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

V . Q&A

Q1. 【リース物件】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象にはなりません。

本事業は、買取りで設置した場合のみが補助対象です。設備設置後、費用一式を支払い、その後協会から補助金を受給することとなります。

Q2. 【給油所の廃止等に伴う財産処分】

運営者交代等に伴い設備を新たな運営者が使用する場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A2. 申請者自身が使用をやめることとなるため、財産処分承認申請を行い、協会の条件付き承認を受ける必要があります。

この場合でも、原則、補助金を返還していただくこととなりますが、新たな運営者に無償で設備を譲渡し、その運営者が補助事業の目的(誓約事項等)に沿って財産管理を承継するケースでは、補助金の返還条件を付さない場合もあります。まずは、事前に石油組合又は協会にご相談ください。

Q3. 【当初予算事業との同時申請】

この補正予算の補助金制度の利用を考えていますが、当初予算にも同様の制度があるようなので、条件の良い方で補助を受けたいと考えています。同時に両方の制度に申請することは可能でしょうか。

A3. 令和7年度補正予算で中核 SS 及び住民拠点 SS を補助対象としているのに対し、令和8年度当初予算案では中核 SS 及び住民拠点 SS は補助の対象とはならない予定です。

予算によって補助対象施設が異なりますので手引書等を確認したうえで、施設ごとの予算事業に申請してください。

Q4. 【補助金の返還】

やむを得ず施設を廃止しますが、導入した発電機を他の施設に引き継いでもらう場合でも補助金の返還が必要ですか。

A4. 施設を廃止した段階で補助金取得財産(発電機)を処分したこととなり、事前に処分申請を行っていただく必要があります(原則補助金返還)。他社がこの発電機を無償譲

渡等で引継ぎ、災害対応の補助目的で使用される等一定の条件を満たした場合、国の承認が得られれば、補助金返還は不要となる場合があります。
譲渡先での自家発電設備の設置工事等は自費負担となります。